

資料編



総合振興計画とSDGs・総合戦略との関連性

1 SDGs とは

(1) SDGs の概要

SDGs は、持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標及び細分化された 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されています。

(2) 自治体に期待されるSDGs の取り組み

国は、SDGs の 17 の目標や 169 のターゲットに示される多様な項目の追求が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。

しかし、SDGs の目標やターゲット及びそれらの進捗管理のための指標の中には、グローバルで国家として取り組むべきものなども含まれていることから、これらのターゲットの中から取捨選択し、それぞれの地域の実情に合わせた形で取り込む必要があります。

2 SDGs と町の施策との関連性について

(1) 総合振興計画におけるSDGs の位置付け

総合振興計画では、本町がめざす将来像とそれを実現するための長期的な指針として、まちづくりの目標である大綱や将来目標人口、土地利用構想を基本構想に定めます。基本構想に定めた将来像を実現するため、基本計画で大綱に基づく施策の取組方針と施策実現のための取り組み、施策の成果指標を体系的に示します。

SDGs 達成に向けた取り組みについては、地方自治体の基本的役割が住民の福祉の向上であることから、自治体の展開する施策との親和性が高く、さまざまな計画や施策にSDGs の理念を反映することが期待されています。

そのため、第6次総合振興計画の各施策を着実に推進することで、SDGs の達成に貢献していきます。

(2) 総合振興計画と総合戦略との関連性について

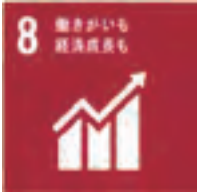
本町では第5次総合振興計画との整合を図りながら、2020年度（令和2年度）を始期とする「松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）」を策定し、人口減少問題の克服と地方創生に取り組んできました。

新たな総合戦略の策定においては、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案するとともに、「松伏町第6次総合振興計画」の中に「松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）」を位置付け、一体的に取り組むことで両計画の取組を効果的に推進していきます。

また、基本構想に掲げる将来像を総合戦略の地域ビジョンとして位置付け、両計画を通じて将来像の実現をめざします。

3 SDGs の17の目標と自治体行政の関係

	<目標1>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	<目標2>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	<目標3>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	<目標4>全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	<目標5>ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	<目標6>全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	<目標7>全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

	<目標8> 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	<目標9> 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
	<目標 10> 各国内及び各国間の不平等を是正する 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	<目標 11> 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	<目標 12> 持続可能な生産消費形態を確保する 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
	<目標 13> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	<目標 14> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

	＜目標 15＞陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	＜目標 16＞持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	＜目標 17＞持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとっての SDGs（持続可能な開発目標）―導入のためのガイドライン―」より抜粋

4 総合振興計画の施策とSDGs・総合戦略との関連表

総合振興計画	総合戦略	1 貧困	2 飢餓	3 保健・福祉	4 教育	5 ジェンダー	6 水・衛生
大綱1 未来を担う子どもたちが健やかに育ち、生きる力をはぐくむまちづくり(子育て、教育)							
1-1 子育て家庭への支援	★	●		●	●	●	
1-2 子育てを支える環境づくり	★	●		●	●	●	
1-3 特色ある学校教育の推進	★	●		●	●	●	
大綱2 地域で支え合い、いざいさと暮らせるまちづくり(健康、福祉、社会保障)							
2-1 健康づくりの推進	★		●	●			
2-2 地域共生社会の推進		●		●			
2-3 高齢者福祉の推進	★			●	●		
2-4 障がい者(児)福祉の推進	★			●			
2-5 社会保障制度の健全運営		●		●			
大綱3 互いを認め合う、町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり(人権、地域コミュニティ、スポーツ・芸術・文化)							
3-1 人権の尊重					●	●	
3-2 多様性の尊重とジェンダー					●	●	
3-3 協働によるまちづくり	★						
3-4 地域コミュニティの推進	★						
3-5 スポーツ・芸術・文化活動の推進	★			●	●		
大綱4 活気あふれるにぎわいのまちづくり(産業振興)							
4-1 産業の振興			●				
4-2 商工業の振興	★						
4-3 雇用の促進と勤労者支援	★					●	
大綱5 持続可能で利便性の高い快適空間のまちづくり(生活基盤整備)							
5-1 地域特色に即したまちづくりの推進	★		●				
5-2 道路網の整備	★			●			
5-3 持続可能な公共交通の整備と拠点づくり	★						
5-4 快適な生活環境				●			●
5-5 水と緑のネットワークの形成	★			●			●
大綱6 安全・安心な暮らしのできるまちづくり(生活環境、安全・安心、防災)							
6-1 環境にやさしいまちづくりの推進				●			
6-2 資源循環社会の推進				●			●
6-3 交通安全・防犯体制の充実	★			●			
6-4 防災・消防・救急対策の充実							
6-5 安全な消費生活への支援		●					
大綱7 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり(行財政運営)							
7-1 効率的な行政運営	★					●	
7-2 健全な財政運営	★						
7-3 広域行政の推進					●		
7-4 デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進	★						
7-5 シティプロモーションの推進	★						

資料編

成果指標一覧

第6次総合振興計画の施策の進捗状況を測るための成果指標を大綱別にまとめました。

網掛けのある成果指標の目標値は、前期基本計画の期間中（2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度））の単年度の数値を積み上げ、2028年度（令和10年度）における累計の目標とする数値です。

網掛けのない成果指標の目標値は、前期基本計画の終期である2028年度（令和10年度）の目標とする数値です。

		現状値 (2022年度 (令和4年度))	目標値 (2028年度末 (令和10年度末))
大綱1 未来を担う子どもたちが健やかに育ち、生きる力をはぐくむまちづくり(子育て、教育)			
1-1 子育て家庭への支援			
1	地域子育て相談機関相談件数	未実施	500件／累計
2	学童クラブ利用者率の向上	69.9%	71.0%
3	ひとり親家庭の就労相談窓口開設	未実施	5回／累計
1-2 子育てを支える環境づくり			
4	地域子育て支援センター利用者数	7,145人	35,725人／累計
5	ファミリー・サポート・センターの会員登録者数	535人	595人
6	こども家庭センター相談件数	未実施	300件／累計
7	松伏町ジュニアリーダー登録者数	19人	25人
8	松伏町スポーツ少年団登録者数	146人	170人
1-3 特色ある学校教育の推進			
9	授業における情報通信機器の活用回数	200回	1,000回／累計
10	小規模特認校制度の活用児童数	15人	18人
11	全国学力・学習状況調査 「学校に行くのが楽しい」という割合の増加(小学校)	87.5%	90%
12	全国学力・学習状況調査 「学校に行くのが楽しい」という割合の増加(中学校)	81.8%	85%
大綱2 地域で支え合い、いきいきと暮らせるまちづくり(健康、福祉、社会保障)			
2-1 健康づくりの推進			
13	65歳健康寿命の延伸	(男性)18.17年 (女性)20.83年 (2021年(令和3年))	19.55年 21.85年 (2027年(令和9年))
14	マッパー・健幸・マイレージ達成者数	31人	800人
15	特定健康診査の受診率	31.8%	60%
2-2 地域共生社会の推進			
16	民生委員・児童委員充足率	94%	100%
17	松伏町社会福祉協議会 ボランティア登録者数	332人	400人
2-3 高齢者福祉の推進			
18	地域包括支援センターが取り組んだ総合相談の件数	1,249件	7,000件／累計
19	介護予防事業への参加者数	1,246人	7,500人／累計
20	スマホ教室などのデジタル関連講座の開催回数	4回	25回／累計
21	健康大学の参加者数	332人	1,700人／累計
22	チームオレンジのチーム数	未実施	2チーム

		現状値 (2022 年度 (令和 4 年度))	目標値 (2028 年度末 (令和 10 年度末))
2-4 障がい者(児)福祉の推進			
23	就労支援施設などへの通所者数	200 人	1,100 人／累計
24	障がい者スポーツレクリエーション大会の参加者数	67 人	500 人／累計
25	計画相談支援事業所数	2 件	4 件
26	あいサポーター研修受講者数	74 人	450 人／累計
2-5 社会保障制度の健全運営			
27	国民健康保険税の収納率(現年度分)	96.1%	96.63%
28	後期高齢者医療保険料の収納率(現年度分)	99.56%	99.65%
29	ジェネリック医薬品利用率	83.6%	84.1%
30	介護保険料の収納率(現年度分)	99.2%	99.3%
大綱3 互いを認め合う、町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり(人権、地域コミュニティ、スポーツ・芸術・文化)			
3-1 人権の尊重			
31	人権セミナー開催回数	8 回	40 回／累計
3-2 多様性の尊重とジェンダー平等の推進			
32	まつばしコミュニケーションプランの進捗率	83.2%	96%
33	男女が共に構成委員数の4割以上である審議会等の割合	29.5%	40%
34	女性人材リストの登録者数	21 人	26 人
3-3 協働によるまちづくり			
35	マップメール登録者数	2,843 人	3,500 人
36	町民の声ボックスにいただいた意見への 10 日以内の回答率	78.43%	100%
3-4 地域コミュニティの推進			
37	公募制補助金の申請件数	3 件	20 件／累計
38	自治会加入促進の啓発回数	1 回	60 回／累計
39	まつばし日本語ひろば参加者数	88 人	500 人／累計
3-5 スポーツ・芸術・文化活動の推進			
40	スポーツ活動の実施事業回数	39 回	200 回／累計
41	中央公民館・多世代交流学習館の講座やイベントなどの利用件数	4,485 件	22,500 件／累計
42	町史編さんの進捗率	78%	100%
43	まつばし出前講座注文件数	10 件	50 件／累計
44	図書の貸出者数	7,746 人	40,000 人／累計

		現状値 (2022 年度 (令和 4 年度))	目標値 (2028 年度末 (令和 10 年度末))
大綱4 活気あふれるにぎわいのまちづくり(産業振興)			
4-1 農業の振興			
45	認定農業者数	35 人	38 人
46	遊休農地面積	2.8ha	1.4ha
47	農地の集積集約率	24%	50%
4-2 商工業の振興			
48	新規産業団地の事業着手数	0件	1件
49	ふるさと納税の返礼品数	91 品	120 品
50	松伏町推奨特産品数	21 品	23品
4-3 雇用の促進と勤労者支援			
51	DX 推進事業のセミナー受講者数	190 人	1,000 人／累計
52	創業指導を実施した件数	8件	45 件／累計
53	松伏町合同就職説明会参加者数	未実施	200 人／累計
54	松伏町優良従業員表彰者数	24 人	125 人／累計
大綱5 持続可能で利便性の高い快適空間のまちづくり(生活基盤整備)			
5-1 地域の特性にあったまちづくりの推進			
55	市街化区域の人口密度	75.5 人／ha	75.5 人／ha
56	計画的な土地利用の推進に対する町民満足度の割合	51.6%	60.0%
5-2 道路網の整備			
57	生活道路の整備(拡幅側溝整備)	681m	2,200m
58	緑道・道路照明灯のLED化率	3.4%	100%
59	歩道の整備	765m	1,800m
5-3 持続可能な公共交通の整備と拠点づくり			
60	町内バス路線の路線数	17 路線	17 路線
61	デジタル技術を活用した交通利便性の向上に関する取組件数	未実施	1 件
5-4 快適な生活環境			
62	ポンプ場施設の主要機器の老朽化改善化率	0%	100%
63	排水路の整備	1,669m	2,100m
64	浄化槽法第 11 条検査受検率	19.6%	30%
5-5 水と緑のネットワークの形成			
65	町民1人当たりの都市公園面積	16.2 m ²	17.0 m ²
66	都市公園トイレの洋式化率	33.3%	100%
67	公園で行われるイベント件数	45 件	250 件／累計

		現状値 (2022 年度 (令和 4 年度))	目標値 (2028 年度末 (令和 10 年度末))
大綱6 安全・安心な暮らしのできるまちづくり(生活環境、安全・安心、防災)			
6-1 環境にやさしいまちづくりの推進			
68	町の事務事業から排出する温室効果ガスの削減率	13.2%	23%
69	環境美化サポーターの登録件数	未実施	25 件
70	特定空家の件数	0件	0件を維持
6-2 資源循環社会の推進			
71	町民1人1日当たりの生活系ごみ排出量	666g	660g
72	再生利用率	13.5%	15%
73	町民 1 人1日当たりの最終処分量	69g	65g
74	せん定枝・刈草の堆肥化施設搬入量	9.84t	20t
75	集団資源回収量	63.42t	180t
6-3 交通安全・防犯体制の充実			
76	交通安全教室の参加者数	670 人	3,500 人／累計
77	人口 1,000 人あたりの刑法犯認知件数	6.3 件	5.7 件
6-4 防災・消防・救急対策の充実			
78	マップメール(防災)の登録者数	2,800 人	3,400 人
79	防災リーダーの認定人数(応急手当等の講習受講者数含む)	63 人	120 人
80	避難所開設訓練の実施回数	未実施	10 回／累計
81	自主防災組織の組織率	72%	80%
6-5 安全な消費生活への支援			
82	消費生活相談窓口の開設日数	193 日	960 日／累計
83	消費生活相談員研修の受講回数	2回	10 回／累計
大綱7 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり(行財政運営)			
7-1 効率的な行政運営			
84	第7次松伏町行政改革大綱の進捗状況	91.9%	100% (2026 年度(令和8年度))
85	管理監督的地位(副主幹級以上)にある女性の割合	11.9%	20%
86	男性職員の育児休業等取得率	0%	30%
87	職員の SDGs に関する研修実施回数	未実施	30 回／累計
7-2 健全な財政運営			
88	将来負担比率	6.4%	10.8%以下を維持
89	経常収支比率	83.1%	82.1%以下
90	実質公債費比率	5.8%	6%以下を維持
91	町税の収納率(現年分)	99.1%	99.3%
92	企業版ふるさと納税の寄附件数	1件	30件／累計

		現状値 (2022 年度 (令和 4 年度))	目標値 (2028 年度末 (令和 10 年度末))
7-3 広域行政の推進			
93	まんまるよやくの登録者数(松伏町民)	339 人	350 人
7-4 デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進			
94	オンライン化した事務件数	37 件	70 件
95	職員のDXなどに関する研修実施回数	2回	25回／累計
96	コンビニ交付による住民票の写し・印鑑登録証明書の交付率	14.4%	25.0%
7-5 シティプロモーションの推進			
97	ふるさと納税の寄附件数	98件	1,000 件／累計
98	町公式 SNS への登録者数(X:旧ツイッター)	2,156 人	3,400 人
99	町公式 SNS への登録者数(インスタグラム)	1,120 人	1,720 人
100	町への愛着度の割合	72.6%	80.0%

大綱別成果指標数

大綱	成果指標数	単年度の指標数	累計の指標数
大綱 1	1 2	7	5
大綱 2	1 8	1 1	7
大綱 3	1 4	6	8
大綱 4	1 0	6	4
大綱 5	1 3	1 2	1
大綱 6	1 6	1 2	4
大綱 7	1 7	1 3	4
合計	1 0 0	6 7	3 3

1. 松伏町の基本構想の策定等に関する条例

松伏町の基本構想の策定等に関する条例

平成24年3月14日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、将来における町のあるべき姿と進むべき方向についての指針となる基本構想（以下「基本構想」という。）の策定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本構想の策定)

第2条 町は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想を策定しなければならない。

(議会の議決)

第3条 町長は、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

附 則

(施行期日等)

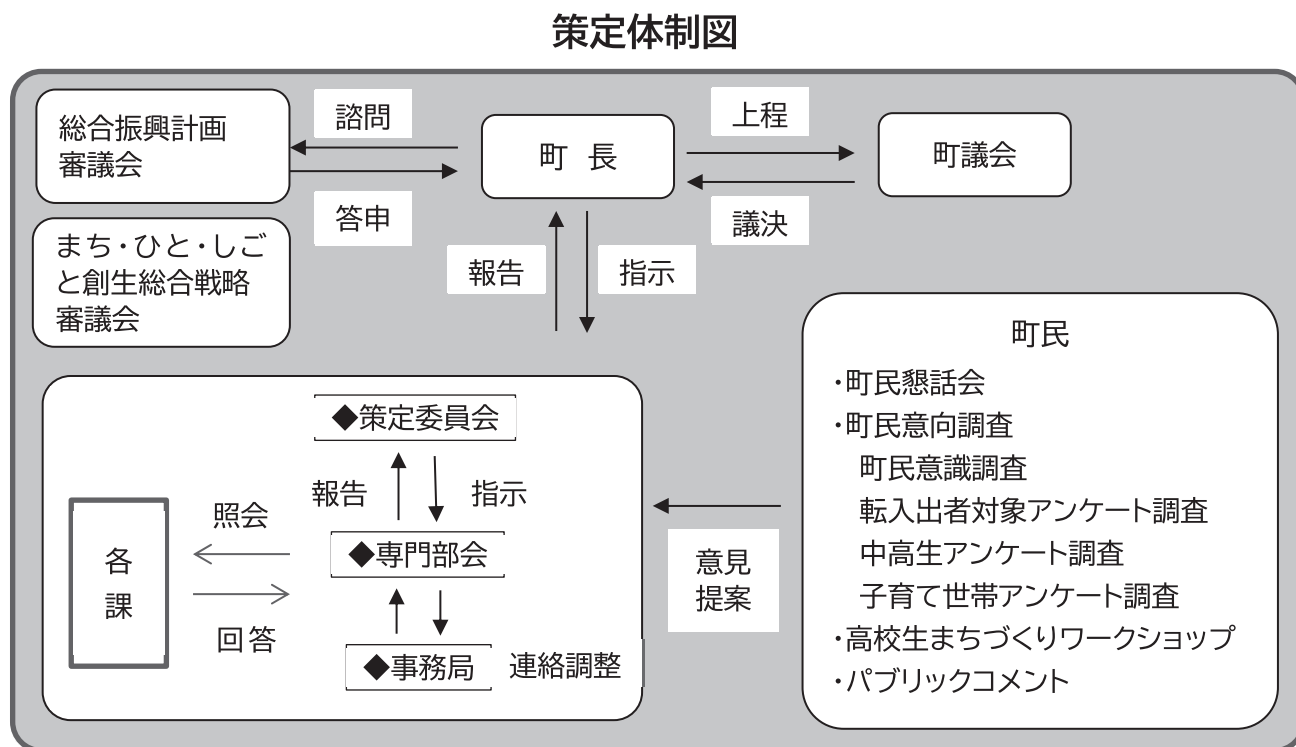
1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後に策定される基本構想について適用する。

(松伏町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部改正)

2 松伏町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成15年松伏町条例第3号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2. 策定体制の組織図



【松伏町総合振興計画審議会】

松伏町総合振興計画審議会条例に基づき、町長の諮問に応じ、総合振興計画の策定及び実施に関し、調査、研究及び審議を行う。

【松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会】

松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例に基づき、町長の諮問に応じ、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、効果検証、改訂等の際に審議を行う。

【策定委員会】

策定委員会は、庁内における計画案作成の最高機関として、副町長を委員長とし各課（室）長で構成し、総合振興計画策定全般について審議する。

【策定専門部会】

策定委員会からの指示を受け、総合振興計画策定に関する調査研究及び素案作成について検討する。

3. 策定までの経緯

2022 年（令和4年）

5月10日	松伏町第6次総合振興計画策定指針の策定
7月 1日	
～	各種町民意向調査、高校生まちづくりワークショップの実施
8月10日	
8月 3日	第1回策定委員会 第1回策定専門部会（3部会合同）
8月23日	第1回まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（まち・ひと・しごと創生 総合戦略諮問）
11月 2日	第2回策定専門部会（地域活性化部会） 第2回策定専門部会（くらし安心・安全部会、福祉・教育部会合同）
11月10日	第2回策定委員会
11月22日	第2回まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会 第1回総合振興計画審議会、まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会 合同会議（総合振興計画諮問）

2023 年（令和5年）

1月17日	第3回策定委員会
1月20日	地区別町民懇話会（金杉・築比地・魚沼）
1月23日	地区別町民懇話会（田中・松伏中部・松伏西部）
1月25日	地区別町民懇話会（上赤岩・下赤岩）
1月31日	地区別町民懇話会（松葉・松伏東部・ゆめみ野・田島）
2月 2日	地区別町民懇話会（大川戸）
2月 5日	地区別町民懇話会（全地域）
4月17日	第3回策定専門部会（福祉・教育部会） 第3回策定専門部会（くらし安心・安全部会） 第3回策定専門部会（地域活性化部会）
4月27日	第4回策定専門部会（福祉・教育部会） 第4回策定専門部会（くらし安心・安全部会） 第4回策定専門部会（地域活性化部会）
5月15日	第4回策定委員会
5月23日	第2回総合振興計画審議会、まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会 合同会議
7月11日	第5回策定専門部会（3部会合同）

7月20日	第6回策定専門部会（福祉・教育部会）
	第6回策定専門部会（くらし安心・安全部会）
7月21日	第6回策定専門部会（地域活性化部会）
7月27日	第5回策定委員会
8月21日	第3回総合振興計画審議会、まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会 合同会議
9月 4日	
～	松伏町第6次総合振興計画（素案）に係る意見募集（パブリックコメント）
10月 3日	
10月27日	第6回策定委員会
11月17日	第4回総合振興計画審議会、まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会 合同会議（総合振興計画答申）
12月13日	松伏町第6次総合振興計画基本構想を策定することについて議決

2024 年（令和6年）

1月26日	第7回策定委員会
2月15日	第3回まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（まち・ひと・しごと創生 総合戦略答申）
3月12日	松伏町第6次総合振興計画（基本構想・前期基本計画）策定（町長決裁）

4. 審議会条例

4-1. 松伏町総合振興計画審議会条例

昭和60年3月20日

条例第1号

改正 平成4年3月24日条例第10号

平成7年3月31日条例第18号

平成11年3月12日条例第1号

平成20年3月14日条例第9号

平成30年3月28日条例第10号

注 平成20年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松伏町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合振興計画の策定及び実施に関し必要な調査、研究及び審議を行うため松伏町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、必要の都度、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 知識経験者

(2) 公募による町民

(3) 地域の代表者

(4) 公共的団体等の代表者

2 委員は、当該諮問に係る事項の調整、研究及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平20条例9・平30条例10・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(平20条例9・旧第5条繰上)

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平20条例9・旧第6条繰上)

(専門部会の設置)

第6条 審議会は、第1条の目的を達成するため、特に専門的な事項の検討、調査を行うため、専門部会を置くことができる。

(平20条例9・旧第7条繰上)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(平20条例9・旧第8条繰上)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に町長が定める。

(平20条例9・旧第9条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年条例第10号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年条例第18号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第1号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年条例第10号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

4-2 松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例

平成27年3月27日

条例第16号

(目的及び設置)

第1条 人口急減・超高齢化という大きな課題に対応し、松伏町の特徴を活かした自立的で持続可能な社会を創生することを目的とし、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第10条第1項の規定による松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定、効果検証、改訂等について審議するため、松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合戦略の策定
- (2) 総合戦略の効果検証
- (3) 総合戦略の改訂
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 法第1条のまち・ひと・しごと創生に関する識見を有する者
- (2) 公募による町民
- (3) その他町長が特に必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会の代表となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、その職にあるために委員となった者がその職を離れたときは、委員の職を失う。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(会議)

第6条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、審議に必要な場合は、関係者の出席を求めて意見等を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年松伏村条例第5号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

5. 審議会委員

総合振興計画審議会委員 名簿

(敬称略)

職 名		氏 名
1号委員	元埼玉県職員	梅山 洋一
2号委員	公募町民	佐藤 夏帆
	公募町民	中井 美咲
3号委員	松伏町自治会連合会会長 会長	石嶋 利夫 松下 英治
4号委員	松伏町農業委員会 会長	山崎 久俊
	松伏町都市計画審議会 会長	井上 桂一
	松伏町民生委員・児童委員協議会 会長	明戸 恵子
	吉川松伏医師会 副会長	宮里 良乃
	松伏町商工会 会長	小島 朗
	松伏町PTA連合会 会長	神谷 敦子 デニス 優里

会 長：梅山 洋一 委員

副会長：井上 桂一 委員

まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員 名簿

(敬称略)

職 名		氏 名
1号委員	松伏町商工会 会長	小島 朗
	埼玉県東部地域振興センター 所長	坂田 直人 佐々木 亨
	大正大学地域構想研究所 研究員	佐藤 和彦
	埼玉りそな銀行越谷支店 支店長	井上 隆行 森久保 晶彦
	越谷公共職業安定所 所長	赤羽 章
	株式会社埼玉新聞社クロスメディア局 局長	小林 義治
2号委員	公募町民	今井 新吉
	公募町民	山崎 純佳
3号委員	特定非営利活動法人親子サポートぽっぽ 代表 相談員	大塚 節子 佐藤 裕美

会 長：小島 朗 委員

副会長：坂田 直人 委員／佐々木 亨 委員



総合振興計画審議会委員、まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員 合同会議(答申時)



まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員(答申時)

6. 諮問書

6-1. 松伏町総合振興計画諮問書

企 第 373 号
令和4年11月22日

松伏町総合振興計画審議会 会長 様

松伏町長 鈴木 勝



松伏町第6次総合振興計画について（諮問）

松伏町総合振興計画審議会条例（昭和60年条例第1号）第2条の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会へ意見を求めます。

記

本町では、平成26年3月に策定された「松伏町第5次総合振興計画」に基づき、「笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち！」を将来像に掲げ、まちづくりを進めています。

本町を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、人口減少社会に突入し、2025年には団塊の世代が後期高齢者になる等、今後、少子高齢化が急激に進むことが懸念されています。

また、飛躍的に進展する情報通信技術の活用、激甚化する大規模災害への対応、環境負荷の軽減への取り組み等、様々な社会潮流の変化に的確に対応することが求められています。

こうした状況の中、令和6年度を計画始期とする、新たなまちづくりの計画である「松伏町第6次総合振興計画」を策定することとなりました。

つきましては、「松伏町第6次総合振興計画」基本構想及び基本計画の施策のあり方についてお諮りいたします。

6-2. 松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略諮問書

企 第 238 号
令和4年 8 月23日

松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会会長 様

松伏町長 鈴木



松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略について（諮問）

松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例（平成27年松伏町条例第16号）第2条第1号の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

本町では、令和2年3月に長期的な人口予測と町の在り方を踏まえ、今後5年間で行うべき人口減少に対する戦略的施策の方向性、具体的な事業を示した「第2期松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、各種事業の実施に取り組んでいるところです。

今年度、令和6年度を始期とする第6次松伏町総合振興計画の策定に着手していることから、次期総合振興計画に合わせた新たな「第3期松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について諮問いたします。

7. 答申書

7-1. 松伏町総合振興計画答申書

令和5年11月17日

松伏町長 鈴木 勝 様

松伏町総合振興計画審議会
会 長 梅 山 洋 一

松伏町第6次総合振興計画について（答申）

令和4年11月22日付け企第373号で諮問された、「松伏町第6次総合振興計画」について、昨今の社会潮流や本町の現状と課題、町民意識などを踏まえ、当審議会で慎重に審議を重ねてきました。

その結果、当審議会は、今回提出された「松伏町第6次総合振興計画」基本構想及び基本計画の施策体系のあり方について、その内容を妥当なものと認め、ここに答申いたします。

新たな総合振興計画の推進にあたっては、下記のとおり「松伏町第6次総合振興計画」基本構想に基づき、各施策に掲げる様々な事業を効果的に実施し、町の将来像である「みんなの笑顔を未来へつなぐ 緑あふれるまち まつぶし」の実現に努めることを要望します。

なお、土地利用構想の「職住近接と核づくりによる新市街地区域」の整備・開発計画については、周辺環境との調和や事業採算性などについて十分留意するとともに、慎重に検討を重ね、推進することを要望します。

記

- 1 総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想に掲げたまちづくりの目標である、
「未来を担うこどもたちが健やかに育ち、生きる力をはぐくむまちづくり」
「地域で支え合い、いきいきと暮らせるまちづくり」
「互いを認め合う、町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり」
「活気あふれるにぎわいのまちづくり」
「持続可能で利便性の高い快適空間のまちづくり」
「安全・安心な暮らしのできるまちづくり」
「効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり」
の推進に努めること。
- 2 安心して子どもを生み育てることのできる環境を整えるとともに、高齢者や障がいがある人などを地域ぐるみで支え合い、全ての町民が安心して暮らせるやさしいまちづくりに努めること。
- 3 自然環境と調和のとれた土地利用を計画的に進め、雇用の創出や自主財源の確保に努めるとともに、人々が交流し、活気と賑わいのある次世代につなぐまちづくりに努めること。

7-2. 松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略答申書

令和6年2月15日

松伏町長 鈴木 勝 様

松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会
会 長 小 島 朗

松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略について（答申）

令和4年8月23日付け企第238号で諮問された、「松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、人口減少社会に対応し町の創生を図ることができるよう、本町の現状と課題、将来人口推計、町民意識などを踏まえ、当審議会で慎重に審議を重ねてきました。

その結果、当審議会は、今回提出された「松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）」について、その内容を妥当なもの認め、ここに答申いたします。

なお、総合戦略の推進にあたっては、実施する施策効果を検証し、適切な進捗管理を行うとともに、下記事項に十分留意し、着実に各施策を進めていくことを要望します。

記

- 1 町の将来像である「みんなの笑顔を未来へつなぐ 緑あふれるまち まつぶし」の実現に向け、松伏町第6次総合振興計画と一体的に推進すること。
- 2 国のデジタル田園都市国家構想を踏まえ、デジタル技術を活用し、地域の個性を生かしながら町の課題解決や魅力向上の施策の推進に努めること。
- 3 事業の計画及び実施にあたっては、健全な行財政運営を維持しつつ、より効果的で実効性のある取り組み内容となるよう、町内外の関係各機関や町民など多様な主体との協働に努めること。

2024年(令和6年)3月発行

発行 / 松伏町

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地

HP:<http://www.town.matsubushi.lg.jp/>

編集 / 松伏町企画財政課 総合政策担当

TEL:048-991-1818(直通)



松伏町



Matsubushi town

